

## 第9回豊島事業関連施設の撤去等検討会

日時：令和3年3月25日（木）

11：00～12：26

場所：ルポール讃岐

2階 大ホール

（事務局のみ参集。その他はウェブ  
会議システムにより出席）

出席委員（○印は議事録署名人）

永田座長

鈴木委員

高月委員

○松島委員

○須那委員

### I 開会

- （木村環境森林部長から挨拶）

### II 議事録署名人の指名

- （座長）委員をはじめ関係者の皆様には、年度末にもかかわらず、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。ご案内のように、ウェブ会議ということで、不慣れな点も多いが、できるだけスムーズに進めていくので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。  
まず、本日の議事録署名人の件であるが、松島委員と須那委員にお願ひする。

### III 傍聴人の意見

- （座長）まず傍聴人の方からご意見を頂戴する。本日の会議には直島町の方はご出席されていないが、特段の意見がないということ伺っている。ご報告しておく。  
それでは、豊島住民代表者の方、よろしくお願ひする。

#### <豊島住民会議>

- （豊島住民会議）本日午後3時から、フォローアップ委員会が開催される予定になっている。そこで冒頭の発言はさせていただきたいと思う。撤去の検討会については、どうぞ審議をよろしくお願ひする。

- （座長） それでは、議事次第に従い会議を進めていく。まず、議題の1番目、令和2年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の実施状況についてということで、事務局から説明していただいた後、ご意見等を頂戴したいと思う。

#### IV 審議・報告事項

##### 1. 令和2年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の実施状況（報告）【資料Ⅱ／1】

- （県） 資料1をご覧いただきたい。資料1、令和2年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の実施状況である。

撤去検討会関係の実施状況は大きく2.（1）から（4）となっており、まず（1）スラグステーションの撤去、こちらは高松スラグステーションについて検討会で実施計画を審議・承認いただき、その後撤去工事を実施し、9月をもって完了したところである。こちらの件について、第8回の撤去検討会にも完了の報告を行っている。

（2）豊島内関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事に関する検討である。これまでに撤去の第Ⅱ期工事について検討を実施してきており、第Ⅱ期工事に関する全体の撤去手順とともに、次年度、令和3年度に実施・検討する撤去工事の概要として取りまとめているので、こちらを後ほど審議いただきたいと思っている。

（3）豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅰ期工事等に関する報告書の作成である。この報告書とその概要版について、これまで撤去検討会の方で3回ほどご審議いただいております。その際いただいたご指摘を踏まえて修正しているので、再度、今回の検討会で審議いただきたいと考えている。

（4）豊島専用栈橋の補修である。豊島専用栈橋の調査結果に加え、鈴木委員の指導・助言もいただきながら、電線管や水平接材の極度の腐食箇所について今年度補修を実施してきた。裏面になるが、2ページに今年度どのような時期にどのようなことをやってきたかということをお示ししている。

- （座長） 2.の中で（1）と（4）についてはもう既に前回にお話ししていただき、それぞれ関係する方からもコメントをいただいているので、これはもう片付いたと。

それから（2）と（3）については、本日の検討会の中でご議論いただく内容になっているので、またそのところで詳細にはご説明したいと考えている。

とりあえずそういう状況であるが、1についていかがか。ご質問、ご意見等あればお願いしたいと思う。よろしいか。それでは、先に行かせていただく。

次が資料の2であり、豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画の改訂、それから資料3について、議題の3番目になるが、各種ガイドライン及びマニュアルの改訂これを合わせて説明していただいた後、議論していきたいと思うので、よろしくお

願います。

## 2. 「豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画」の改訂（審議）【資料Ⅱ／2】

○（県） それでは資料2と3と合わせてご説明させていただければと思う。

まず資料2、豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画の改訂である。前回の撤去検討会で撤去にあたっての基本方針の改訂が審議・了承されたことに伴って、この基本計画のほうも改訂を行うものである。

主な変更点としては、1ページ2.の主な改訂内容ということで、①から⑥までという形で記載をしている。①の本計画で定める処理関連施設を整理したことから始まって、今回、第Ⅱ期工事の中では除去・除染というものが無いので、そちらのガイドライン及びマニュアルの廃止を反映させてきているということになる。

基本計画の改訂版のほうで順を追ってご説明させていただければと思う。1枚めくっていただいて、別紙として改訂した基本計画を付けているが、この中で2ページ、表1になるが、こちらに本計画の対象施設を1番の処分地進入路の排水路から20番その他まで記載している。これらの施設が対象となっていく。

次に、3.撤去等の実施にあたっての原則、こちらはこれまでどおりとして、4.撤去等の順序・工程は、ページが4ページになるけれども、表2、撤去等の順序、工程等の概要及び実施する対象等ということで、この順序で行っていくこととする。

2ページに戻り、5.撤去等の期間であるが、こちらは令和3年4月から令和5年3月とする。

3ページに移るけれども、6.作業者の健康診断と作業環境対策及び作業環境測定の実施である。この期間では、除去・除染作業がないことから、作業場の状況に応じた適切な保護具を選定・着用し、作業環境対策をとることとする。

7. BATを適用した設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の適正な分別の確認と払出し・処理委託の実施になる。まず（1）設備等の解体・分別の実施では、解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施し、周辺環境の保全と作業者の健康安全に配慮したBATに基づいて対応していく。（2）では施設撤去廃棄物等は分別の判断基準に基づく分別が適切に行われていることを確認のうえ、払い出すこととし、その結果は5ページの表3の形として取りまとめていると考えている。（3）になるが、施設撤去廃棄物等の払出しと輸送・運搬については、輸送・運搬は可能な限り公道を使用しない経路を選定するとともに、豊島の島内道路を使用する場合には、先だって定めていただいているが、豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアルに基づき実施していきたいということである。

8. 環境保全対策及び施設の撤去等に係る環境計測の実施では、解体撤去時の排気・排水等の環境保全対策を実施するとともに、環境計測、周辺環境モニタリングを適切に

実施していく。

9. 情報の収集、整理及び公開では、文書や写真等による記録を残すとともに、委員や技術アドバイザーによる確認を得るものとする。また、これまでどおり情報提供も行っていくようにする。

資料2の一番最後、6ページになるけれども、こちら別添として今後の施設の撤去等に関する各種体系をお示ししている。基本方針の下、基本計画があり、これらに従って各種ガイドライン、マニュアルが位置づけられている。除去・除染に関するガイドライン、マニュアルは、今回第Ⅱ期工事のほうからは廃止するというふうになっている。

**【2から3は一括して議論】**

### 3. 各種ガイドライン及びマニュアルの改訂（審議）【資料Ⅱ／3】

○（県）では、引き続き資料3のほうになるけれども、各種ガイドライン及びマニュアルの改訂に移らせていただく。資料3では、今後の施設撤去等に関し、基本方針、基本計画を改訂したことに伴い、各種ガイドライン、マニュアルの改訂について審議していただきたいというものである。これらの改訂については、今後の撤去が必要な関連施設を整理し検討するとともに、撤去の第Ⅰ期工事での経験と反省を反映させているものとなっている。

主な変更点としては、先ほどの基本計画のところでもご説明したが、今後撤去が必要な施設では除去・除染が必要ないため、解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施し、解体・撤去、分別・払出し等を実施していくと、このように考えているため、主な改訂内容の①であるが、除去・除染に関するガイドライン、マニュアルについては廃止するという形になっている。

また、ガイドライン、マニュアルの主な変更点として、今回、第Ⅱ期工事の中では直島中間処理施設等がないことから、ほとんどのガイドライン、マニュアルでこちらに関連する記載を削除するとともに、関連して「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に係る部分を削除するとともに、一般的な解体の記載を追加している。

また、撤去該当施設の設備等に鉛塗料を使用していないことが確認できたため、分別の判断基準を修正している。一部施設には高所作業や閉塞場所での作業があるため、作業従事者の安全及び健康を確保するための基準を明記している。

また、水銀を使用する蛍光灯が廃棄物となった際の取り扱いも明記している。

主だった変更点としてはこうなるけれども、これらの変更を行った各種ガイドライン、マニュアルの変更点を、表1の整理表、こちらがガイドライン。同じく表1の裏面、こちらが各種マニュアルの改訂の変更点というふうに取りまとめている。

また、こちらに添付して、3枚目からになるけれども、資料3の(1)①という形で、最初が作業従事者の安全・確保のガイドライン、ここからあと改訂後のガイドラインと

マニュアルを添付させていただいている。

### 【2から3は一括して議論】

○（座長）少しあらかじめお断りしておくが、第Ⅱ期工事にあたってのマニュアルの改訂ということで、従来のマニュアルを見直し、それで第Ⅱ期工事に合わせればいいと考えていて、今回の資料になっているわけであるが、少し問題が出てきたのが、まず資料2、それから3のすべてが、第Ⅰ期工事と同じ名前で内容が改訂されている。どちらかと言うと省略されているという言い方に近いのか。撤去の際に、第Ⅰ期工事の場合には、さっき強調されていたが、除去・除染という特殊な作業が入っていたので、その関係はかなり手厚く書かれているわけで、そのへんのところが省略されて、それに代わって清掃・洗浄とかいうような言葉が出てくるわけであるけれど、比較的軽い対応になっているということで、前にせつかく書いたものが、改訂という形で最終バージョンでは消えているというような印象を持たれかねないということで、できたら、今回は改訂という扱いでご審議いただく格好になっているが、私としては、これはもう新規に作り直す、新訂のバージョンで今回、内容的には第Ⅰ期工事のものから書き直す、改訂する、見直すという格好になるかもしれないが、上にクレジットで改訂の歴史が入っているのだが、そのところはもうなしにして、今回改めて新しく制定するんだという格好にしたい。

と同時に、題名もそれに合わせて変えていくという必要が出てくるわけで、基本方針には「今後の」と入れさせていただいたが、基本計画とかその他のものも「今後の」になるのか、あるいは「第Ⅱ期工事等」ということで、これから付け加えられるものがあるので、少し幅広に見たような題名にして対応していくのがいいのかなと考えている。

それから、もう1つは途中で説明もあったが、基本計画の中に豊島内での廃棄物等の輸送に関する交通安全の問題のマニュアルを作成している。これは第Ⅰ期工事のときにも使っているわけであるが、少し遅れて制定したものであるから、それがきちんとした位置付けになっていない。資料2の最終ページ、さっきもご説明のあった6ページ目、別添という形になっているが、ここの中には、豊島内の交通安全のマニュアルが載っていないわけである。少しここにきちんと位置づけをして、添付でそれを入れられるようにしたいと考えている。

それから、もう1点重要な話が、第Ⅱ期工事では専用栈橋が18番目ということで、もう第Ⅱ期工事の中に撤去の対象として取り上げられている。豊島の専用栈橋である。

実は第Ⅰ期工事のとき、当初のガイドラインとかマニュアルを作成したときには、直島の専用栈橋の撤去をまだ十分に考慮しない段階で決められて、その件は外出し、外枠で対応してきたという歴史がある。今回はそれも含めるということになるので、そういう意味では、栈橋の撤去での問題をガイドラインとかあるいはマニュアルで整備して付け加えていかななくてはいけないと考える必要があろうかと思っている。少しその点

が抜け落ちていた。

棧橋の撤去に伴うガイドライン、マニュアルに加えて、棧橋撤去のときにはきつと海上、あるいは海中での工事も実施する。そのために労働安全衛生の問題とか、その他、環境計測も含めて、関連する事項の修正が今すでに決められているマニュアルに必要になってくるだろうと思っている。

ということで、今の2番目の話は少し時間がかかる可能性が高いかなと思っているが、当初申し上げた、今回改訂で出してもらったものを新訂にする。そのときには題名も変える。それから体系の中に豊島内の交通安全のマニュアルを組み込む、この2つについては、今回の審議の中で修正バージョンを出してご承認いただくということで早めに確定させていただいて、4月からの工事があるので、そこで活用させていただく。

ところが、棧橋の撤去に関しては、一応工事の本体の予定が再来年度ということになるから、来年の下期から検討を始めればいいたろうということになるので、1カ月ぐらいの余裕を見て改訂を行っていくという形を考えさせていただければと。

その際に、棧橋の撤去ということになるので、鈴木先生にぜひ大筋のところを事務局とともに相談していただきながらまとめていただき、改訂につなげていただければありがたいと考えている。

なお、労働安全衛生の関係もあるので、須那先生にも出来上がったものをもう一度チェックして見直していただければと考えているので、よろしくお願ひしたいと思う。

後段の話、鈴木先生、須那先生、何かコメントがあったらお願ひしたいと思うが。まず、鈴木先生、よろしくお願ひする。

- (委員) 今の委員長のお話、もっともなことであるので、私も少しそのへんをどのように扱ったらいいか心配していたので、先生の発言で整理ができると思う。
- (座長) はい、よろしくお願ひする。須那先生、いかがか。
- (委員) 特にはない。
- (座長) よろしくお願ひする。  
それでは、いかがか。今のように取り扱わせていただくことに関しては、よろしいか。
- (委員) 了解した。
- (座長) はい、それでは、ご異議がないようであるので、そのように扱わせていただく。  
内容については、ご意見があったら、今日できたらお聞かせいただき、早急の修正につなげていきたいと思っているので、よろしくお願ひする。

私のほうから1つ気になっているのが、基本計画のほうで、資料2の3ページ目、たいしたことはないのであるが、3ページ目の7でB A Tというのが出てくるのであるが、これは、前に中地さんからいろいろ、この英語で表記したものには解説をつけるという話が出ていたのであるが、これは解説がどこにも入っていない。どこかに入れておいたほうがいい。

○（県）基本方針のほうにB A Tがあるのだが、基本計画のほうにはないので、ここは入れさせていただければと思う。

○（座長）分かった。では、それを付け加えるように。

あとはいかがか。

ガイドラインの改訂であるが、少し字が細かくて具体的な改訂の変更内容というところが少し見づらいかもしれないが、基本的に少し私は事前にチェックしてもらった範囲では、大筋としてはこれでいいのかなと思っている。よろしいか。

それでは、また何かあればここへ戻っていただいても結構であるので、一応議題の2と3を終わりにさせていただく。

続いて議題の4である。第Ⅱ期工事に関する撤去手順の案について、まず事務局から説明してもらおう。

#### 4. 豊島廃棄物等処理関連施設の第Ⅱ期工事の撤去手順（案）（審議）【資料Ⅱ／4】

○（県）それでは、まず概要である。豊島廃棄物等処理関連施設の第Ⅱ期工事の撤去手順については、第9回フォローアップ委員会において審議・了承を得た「今後の事業計画の概要」を基本に、また、第8回撤去検討会で審議・了承を得た手順等に従い、原案を作成し、ご審議いただくものである。

なお、対象施設並びに撤去時期等は現時点での案を示すものである。地下水浄化の進捗状況等に応じて変更が生じる場合がある。その際には、修正案を再度ご審議いただきたいと考えている。

2. の（1）である。撤去手順（案）の作成の中で、まず条件等の整理ということである。前回検討した「撤去手順（案）作成の具体的手順」において、別紙1、A3でお付けしているけれども、Ⅱ期工事の条件整理等に記載のように、工期の長さ、使用する資材・廃棄物の多寡、撤去時期の重要性等の整理を行っているところである。

また、以下の条件を設定している。専用棧橋の撤去は漁業への影響を考慮し、令和4年度上期での実施を予定。高度排水処理施設やトレンチドレーン等の撤去工事は、専用棧橋の撤去までに完了させる。これにより発生する多くの撤去廃棄物・リサイクル対象物等を海上輸送で対応することができると考えている。

さらに、地下水浄化対策との関連性、雨水排水処理対策との関連性、遮水機能の解除や整地との関連性について整理して、撤去順序の検討を行うこととして、「豊島内施設撤去関連施設の第Ⅱ期工事の地下水浄化の観点からの検討(その2)」、これは第16回地下水検討会の審議であるけれども、その結果を踏まえ、地下水浄化対策、雨水排水処理対策及びその他の施設の撤去の条件を次の1)から3)にかけて整理をして、それらの結果を別紙1にまとめたものである。

まず、個別に1)地下水浄化対策の関連施設であるけれども、これは、排水基準の達成の確認後から撤去が可能となり、遅くとも整地までには撤去を完了する必要があると考えている。具体的な各施設の撤去条件等については、2ページの表1に整理している。

まず、表1であるけれども、こちらの地下水浄化対策の関連施設について、施設の役割、撤去の条件、撤去の開始条件、撤去の完了を表している。例えば番号②-1の施設名トレンチドレーンの場合であるが、撤去の条件等として、遮水壁の撤去と関連性があることから、遮水機能解除の検討と合わせて行うこととしており、その開始条件は排水基準達成後、完了条件は整地前となっている。このようにそのほかの施設も条件等を整理している。

また2)である。雨水排水処理対策の関連施設については、この工事については、処分地内施設の撤去及び処分地外周施設の1重化ということであるけれども、こちらは整地前までに実施するが、処分地内での地下水浄化に対して雨水を有効に利用する観点と、廃棄物が多く発生することから、令和3年度の上期にこれらを実施したいと考えている。具体的な各施設の撤去の条件等は、表2にお示ししているとおりである。

なお、最終的な処分地の雨水対策は、整地方法と合わせて検討したいと考えている。

3ページ、3)をご覧いただきたい。その他の施設である。積替え施設等その他の施設の具体的な撤去の条件等は、表3にお示ししているとおりである。

なお、遮水機能の解除関連、処分地の整地関連の撤去工事は、それぞれの設計の中で詳細な検討を行っていくが、今回は「今後の事業計画の概要」、先ほど申し上げた第9回の資料であるけれども、こちらに基づき、令和4年度に実施するものとして、現在は整理している。

続いて(2)撤去手順、たたき台の作成である。先ほど申し上げた別紙1を踏まえ、まず優先的に撤去の検討が必要となる施設、専用栈橋に係る施設であるけれども、この時期を次のとおり整理している。

廃棄物は専用栈橋からの撤去を前提として、その撤去時期は整理したとおり、漁業への影響を考慮し、令和4年度上期での実施を予定していることから、それまでに廃棄物が多い高度排水処理施設やトレンチドレーン等の撤去を完了する必要がある。

次に、トレンチドレーン等の砕石の撤去にベルコンを使用する。であるので、トレンチドレーン等の撤去は、ベルコンの撤去前となる。ベルコンは専用栈橋上にあることか



ら、バルコンの撤去は専用棧橋の撤去前とする。そのうえで、その他の撤去施設についても、できる限り、廃材運搬時に専用棧橋を利用するよう撤去時期を設定している。そのイメージを表4におまとめしているところである。

先ほど申した別紙1と表4に基づき、まず撤去手順のたたき台を別紙2で作成している。別紙2と見比べながら、4ページをご覧いただきたい。4ページで撤去手順の案の作成に進んでいる。別紙のたたき台を基に、全体工程の問題点を整理し、撤去手順(案)を作成した。

具体的には、たたき台では、廃材運搬にはできる限り専用棧橋を利用することとしているけれども、これに加え、撤去工事期間中の対策として、処分地外周からの雨水の集水・排除施設の完全撤去をできる限り後段で行うこと。観測井の撤去時期を考慮すること。また、使用資材や廃棄物の少ない施設については、施工時期を分散化すること等について検討を行って整理している。この後段化・分散化の検討内容は、表5にお示ししているとともに、別紙1のほうにも追記している。

また、撤去等の実施にあたっては、第I期工事と同様、本検討会で審議・了承後に発注すること、受注者が作成した実施計画書について、本検討会で審議し、了承を得た後に撤去等を実施する予定であることから、それらのスケジュールについても記載している。

その記載後のものが、撤去手順(案)ということで、別紙3ということである。

3. 今後の進め方である。了承が得られたら、この案に従い、撤去工事の計画を策定して、工事の実施に繋げたい。

なお、遮水機能の解除関連、処分地の整地関連の撤去工事の設計が未了であるので、今後、進捗状況等の実情を踏まえてさらに検討を加え、作成した撤去手順(案)に修正があった場合にも、本検討会で改めて審議・了承を得たうえで、工事の詳細計画等の立案に反映させたいと考えている。

○(座長) それでは、いかがか。

少し今の7ページ目のところ、最後の。鈴木先生、どうぞご発言を。

○(委員) 棧橋の撤去の時期と遮水壁の時期だが、遮水壁は別途考えるということを知っている。まったくその予定で進めるのかということである。

言いたいのは、遮水壁を抜いたときには、重量物で非常に長尺のものが出る。その運搬を島内運搬では難しいのではないかなと理解している。遮水壁を短く裁断すればいいわけだが、後の使用、有効利用が難しくなるのではないかと。そのへんのところで、遮水壁の撤去と棧橋の撤去の関連について、はっきりした形で示していただいたほうがいいのではないかと考えている。

- （座長）事務局のほう、何かお答えはあるか。
- （県）遮水壁のほうは、今から撤去の方法を検討していくことになるが、今、この案の中では、遮水壁、長尺ものではあるが、例えば抜いたものについては、小割りにして島内搬出ができるような方法を今は考えている。
- （座長）よろしいか。
- （委員）はい、了解した。栈橋を撤去すると、もう長尺ものは出せなくなるので、そのところをご理解いただけたら、ありがたいと思う。
- （座長）十分その点を配慮して、遮水機能の解除について了解したうえで取り組むようにというご指示だと思うので。  
ほかにいかがか。高月先生、どうぞ。
- （委員）今の鈴木先生と重なる話であるが、高度排水処理施設とか、あるいは簡易的な地下水処理の施設等の撤去の時期が、一応、理想的に言えばこの形で進めることになると思うのだが、必ずしもなかなかそういくかどうかというのが少し心配なところがあって。要するに、排水基準が達成されていないと、なかなかそれがスムーズにはいかないのではないかなという気がするので、そのへんは、もう当然のこととして理解しているのか。
- （座長）事務局、どうぞ。
- （県）排水基準の到達達成については、前回のフォローアップ委員会でもお示ししているとおり、来年度の上半期、今年であるけれども、上半期には到達達成の確認を行うよう取り組んでいるところである。  
状況としては、区画を30mメッシュで分けている区画の状況で申し上げますと、今月上旬に計測した結果によると、2区画まで排水基準を超過している区画は減っているので、今後、揚水浄化も追い込んでいきたい。そして上半期に到達達成の確認を行いたいと考えており、その後、高度排水、外付けの簡易地下水処理施設は撤去したいと、現時点では考えている。
- （座長）高度排水処理施設が期間的には非常に長くかかるということで、この図の中で示されているわけであるが、実態としてはどのぐらいの期間、現場での工事として、書類の審議だとか、そういうのは抜きにして、かかることになるのか。ここは余裕が見込

んであるのかどうか、これだと今、何カ月か、工期として5カ月ぐらいということか。

- （県）撤去の工期としては、こちらに書いてあるように5カ月程度ということで、これは余裕というよりは、通常考えられる期間ということで見込んでいます。

なお、留意点として、この前に高度排水処理施設については洗浄作業というのも必要かなと考えている。であるので、その洗浄作業も含めると、この破線で書いているけれども、7月末、ここには洗浄作業を行うということを今は考えているところである。

- （座長）そうすると、ほとんど余裕はないということ。工期として見たときの。

- （県）そうである。標準的な工期を置いていると思っている。

- （座長）そうであるか。だから、高月先生のご心配が、少しずれると、これがなかなか厳しくなってくるという認識で、上期には排水基準の達成をぜひとも実現しないといけないということになるかと思うが。

- （委員）はい、了解した。結構リバウンドの話も聞いたりしているの。

- （座長）そう。分かった。また地下水の話は午後からも聞かせてもらう。

ほかにいかがか。

少し私のほうから2点ほど。

まず1点目は、最後の取りまとめた結果なのか、別紙3の7ページ目で、上期に行う工事の撤去工事仕様書であるか、仕様書、これの書きぶりがよく分からないのであるが。

例えば承水路とか書かれている1番目のところは、4月にやるという形が、前にどこか書類に載っていたかと思うが。

- （県）はい。

- （座長）それは、地下水のほうも検討してもらうということになっているけれど、それがここには、①と⑦がそれに該当するのか。この表には出てきていないと。

- （県）そうである。おっしゃるとおりで、その点については、4月に地下水検討会での仕様書の検討もした後に、撤去のほうでもお願いしようと考えており、少し記載漏れということになっている。

- （座長）では、それは修正していただくということ。

○（県）はい。

○（座長）少し、このガントチャートが、すぐに見やすい形というわけではないので、今のような話は、もう一度きちっとチェックしておいてくれないか。

○（県）承知した。

○（座長）それから、もう1点が、午後からの話の時に詳しく対応したいということで申し上げるが、観測井と書かれたところで、環境基準の到達達成に使うとか、いろいろ書かれているが、少し考え方を整理しなければいけないのではないかと思う。その部分の記載事項については、午後からのフォローアップ委員会の中での議論を踏まえたいので修正していくということを入念に入れておいていただき、見直しを図っていただくということを事務局のほうにお願いしておきたいと思う。

○（県）承知した。

○（座長）よろしいか。それでは、次に進ませていただく。この資料とも関係してくるのであるが、資料の5のほうで、令和3年度の撤去検討会にも関係する、予定している撤去工事について、事務局のほうから説明していただく。

#### 5. 令和3年度に実施・検討する豊島廃棄物処理関連施設の撤去工事の概要（審議）【資料Ⅱ／5】

○（県）先ほど資料4でご説明した第Ⅱ期工事の撤去手順に従って撤去工事を進めるにあたっては、昨年11月3日開催の第8回撤去検討会で策定した「撤去等に関する基本方針」、それから平成29年10月9日開催の第2回フォローアップ委員会で策定した「一般的な工事の実施にあたっての手続き」や、関連するガイドライン、マニュアル等に準拠して実施する。

令和3年度上半期には、排水基準の到達・達成を先ほど申し上げたように想定しているが、上半期には、処分地の地下水の浄化の促進策としても重要な雨水の活用などを考慮し、処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設の撤去工事を実施することとしたいと考えている。

2ページをお開きいただきたいと思う。

図1が撤去の対象施設の位置を示している。それから、下側の表1については、令和3年度に撤去を実施する対象施設であり、①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設、具体的には承水路や沈砂池になるけれども、これについては一括して発注し、地下水浄

化の促進や安全に配慮した地形修復も行っていく。②トレンチドレーン、北揚水井については、排水基準達成後に一括して発注して、撤去。③集水井については、排水基準達成後に撤去。④高度排水処理施設関連施設、⑤簡易地下水処理施設については、排水基準達成後に一括して発注して、撤去。⑥-2のベルコンについては、トレンチドレーンの碎石搬出後に撤去。⑦外周排水路については、上流側のみ撤去し1重化をする。残る排水路については、地下水浄化の促進策として撤去活用方法を検討したいと考えている。

3ページの表2は、令和3年度に検討を実施する対象施設で、令和4年度に予定している専用栈橋の撤去、それから遮水機能の解除及び処分地の整地に関しても、具体的な実施方法等について検討したいと考えている。

今後の予定であるけれども、表1の①にある、処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設、⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設の撤去工事に関する発注仕様書の作成については、先ほど永田座長からご質問もあったけれども、令和3年4月を予定しており、地下水検討会、撤去検討会でご審議いただきたいと考えている。

次の4ページ、表3については、今後の手続きを示している。その下の写真については、撤去対象施設の状況を写真でお示ししているものである。

○（座長）追加で私のほうからお願いとご了承いただきたい事項を説明しておく。

遮水機能の解除についてであるが、前回のフォローアップ委員会で、解除に伴って地下水の浄化がどうなるかという話は、地下水・雨水の検討会のほうで実施していただくということ。この件については昨年10月に検討は済んでいるということである。遮水機能の解除に関する具体的な工法とか撤去の手順とか、こうしたものについては、この撤去の検討会で審議することになる。

ただ、先ほどからもご案内があるように、この遮水機能の解除等については、それほど工事を実体として実施するまでに時間的な余裕があるわけではない。それから、先ほど鈴木先生からもご指摘いただいたような、効率的に撤去物を島外に搬出するような方法を考えていくということになると、より一層早まる可能性も出てくることになる。

ということで、効率的な撤去の工法に関する検討が必要だろうということで、少し事前に事務局にもお願いし、撤去の検討会の中にワーキンググループを設置して、そこで検討してもらい、その検討結果を撤去の検討会に上げて審議していただき、まとまったらフォローアップ委員会に答申する。そこでもまた審議していただくという形をとっていくことは可能だろうかということで、検討していただいた。

基本的にはそれができるということで、その際には、これまでもいろいろご助言いただいている形であるが、松島副座長にヘッドをお願いして、ワーキンググループということで、もう1名ぐらい追加していただく。それは地下水の浄化とも絡むということで、地下水検討会の平田先生にもお入りいただいて、最低の人数であるが、2名でワーキン

グループを構成して、そのほうが精力的に動けるかというふうに思うので、対応いただきたいと思っているところである。

もし、以上のような検討の方法がご了承いただけたら、フォローアップ委員会にも提案し、また審議いただきたいと考えている。

まず、今日ご出席の松島副座長、何かコメントがあれば、お願いしたいと思う。

○（副座長）県のほうからも聞いており、時間がだいぶ経過したものを引き抜くということではいろいろと問題があると思うので、工法及び順番というものを含めて、今後検討して、スムーズにいくようにしていきたいと思う。よろしく願います。

○（座長）よろしく願います。

県のほうは何かコメントがあるか。今のお話について。

○（県）我々としても、午後のフォローアップ委員会でも申し上げるけれども、遮水壁に関しては、設置から20年以上たっているということであるので、先ほど松島先生からお話があったように、鋼矢板の状況、腐食等も考えられる中、どのように円滑に工事を進めていけるか、またその後の地下水の状況はどうかについて、松島先生と平田先生の指導・助言等を得て進めていきたいと考えている。松島先生、どうぞよろしく願います。

○（副座長）よろしく願います。

○（座長）よろしいか。今のワーキンググループの設置については、委員の皆さん、ご了承いただけるか。ご意見がないようであれば、ご了承いただいたということにさせていただきますが、よろしいか。

○（委員）この遮水機能の解除の件については、協議会の中でもかなり喧々諤々の議論があった。県側の説明に対して、住民側から、いわゆる引抜き案の提案があり、この件に関しては、今日午後のワーキングのほうで、そのへんの詳しい議論があると思うが、今、永田座長のご発言だと、要するに、この撤去のほうの委員会でその原案的なものをつくり上げて、それからフォローアップ委員会に上げていくというような手順になるということで、理解していいのか。

○（座長）はい。そうしていきたいと。フォローアップ委員会の回数が限られているし、そんなしょっちゅう開けるというわけではないので、できれば、撤去のほうで原案的なものを作成し、それをフォローアップ委員会です承していただくような手順でスムー

ズに進めていきたいなと思っている。

ただ、方向性については、フォローアップ委員会のほうで決めていただかなくてはいけないということになるかと思うので。

○（委員）分かった。この件に関しては、午後の。

○（座長）そうである。午後のフォローアップ委員会でも申し上げる。

○（委員）分かった。ありがとう。

○（座長）少し資料5の3ページ、4ページで出てくる発注仕様書の件であるが、これは前にも扱ったかと思うが、発注仕様書の内容については、事前に漏洩すると、これは大問題になるので、検討にあたっては非公開で実施させていただく。そのようなやり方をこれまでもしてきた、それを踏襲して対応していくことになろうかと思う。

できるだけ発注仕様書という形態をとらずに、何をやっていくのかというのが分かるような資料で問題ないような資料であったとすれば、それをしたいところであり、発注仕様書と書いてあるが、それに代わるものになる可能性も検討させていただければと思っている。

いかがか。事務局のほう、何かコメントはあるか。

○（県）はい。そのようにさせていただきたいと思う。

○（座長）そういう意味では、基本計画書とか、そういうレベルであれば問題ないのかなと思っており、比較的大物の工事ではそうしたものを策定して取り組んでいくというような形もとらせていただいた経緯があるかと思う。できるだけ公開、それも住民や豊島、直島、両者の関係者の方には話を聞いていただいたうえで進めていくというのが筋かなと思っている。そのつもりで対応していきたいと思っている。

それから、少し木村さんいらっしゃるか。

○（県）いる。

○（座長）この撤去工事の今の資料の5の中に、3ページ目のところで、処分地の整地というのが出てくる。ここに入る限りにおいては、委員会あるいはこの検討会の関与マターということになるので、そのつもりでいるように。

○（県）了解した。

○（座長）はい。それでは、いかがか。よろしいか。3年度については、もう少し戦略的な日程の状況を県のほうで決めることをやっていただいて。なかなか面談での検討会の開催は難しいかもしれないなという気がしている。ウェブでできるだけそれを代替してやっていく。

ただ、それだけの頻度を、ここに書かれたようなものをこなすだけの頻度をやっていると、なかなか、回数が相当程度になりそうだとということもあり、書面開催とか、そういうものもしていかなければいけないだろうと思っている。

そうした点をもう少しすっきりした形で皆さんにお示しできるような検討を至急やっていただいて、来年度の予定を立てていただければと思っている。

特に後半の専用棧橋の撤去に関わる話とか、遮水壁、これもいつになるか分からないが、解除の話等が、後半では検討しなくてはいけないということになるかと思うが、それがどのぐらいのスピードでやっていったらいいとか、そういうことが今のところまだ分かっていないので、少しそのへんをきちん考えていただければ思っている。よろしく願います。

それでは、次の資料の令和3年度の環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針である。

## 6. 令和3年度の環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針（審議）【資料Ⅱ／6】

○（県）それでは、資料6。令和3年度における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針である。これまでも計測項目や計測頻度等について見直しを行ってきたところであるが、今回、令和3年度における環境計測及び周辺環境モニタリングについて、見直しを行うものである。

まず、資料の末尾にある、右肩に参考を記している資料をお開きいただきたいと思う。A3の横の資料になる。

これは、第41回管理委員会で策定した資料であり、豊島廃棄物等処理事業の今後の主な調査等の概要である。ここでは、まず場所等が豊島、環境計測、水質の区分があるけれども、上から沈砂池1、それから活性炭吸着等の排出口までの項目については、調査は対象施設の撤去または供用停止までとされている。

そのすぐ下の地下水の区分については、調査は地下水浄化の確認までとされているけれども、これは、排水基準の達成というふう読み替えることとする。

1枚戻っていただき、右肩に別紙と書かれている、今度はA3縦の資料がある。こちらに基づきご説明をしたいと思う。

先ほどの調査等の概要を踏まえ、別紙の、これは4ページになるけれども、こちらは、令和3年度における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針（案）のうち、まず



1の環境計測だが、欄外の※2のところに書いているとおり、放流水関連の環境計測については、対象施設が撤去または供用停止されるまで実施して、それから、※3の地下水関連の環境計測については、処分地全域での排水基準の達成が確認されるまでとしたいと考えている。

それから、横線で消している、従来あった※2については、第16回地下水検討会におけるA3、B5、C3北、南、F1東の地下水浄化のためのモニタリングについての整理を踏まえ、※4というふうに整理をしたいと思う。

整理の内容を具体的に申し上げますと、A3については、環境基準値以下で推移することが見込まれることから、今後、浄化対策の効果のための水質モニタリングを終了する。B5については、引き続き水質モニタリングを実施するとともに、揚水浄化を実施していく。F1東については、遮水壁の外側に位置し、自然浄化による濃度の低下傾向が見込まれること、遮水機能の解除に伴い浄化の促進が見込まれること、直近、令和3年1月13日のデータであるけれども、そちらが排水基準に適合していることから、今後、浄化対策の効果の確認のための水質モニタリングを終了する。C3北、南については、D側線西側の地点であり、浄化の効果を確認するための地点を選定したことから、モニタリングを終了することとする。

その裏面、5ページをお開きいただきたいと思う。

こちらは、周辺環境モニタリングである。こちらの区分の水質の計測地点のうち、海岸感潮域3地点については、今後遮水機能を解除する予定であるため、計測頻度を年2回に増やす。また、欄外※5に記載しているとおり、西揚水井の周辺環境モニタリングは、当該施設が撤去または供用停止されるまで実施する。

※6の区分、生態系のアマモ場5地点、ガラモ場3地点については、第9回フォローアップ委員会において、門谷委員のほうからきちんとフォローするようというご意見もいただいております、門谷委員にもご相談のうえ、排水基準の達成確認の前後に調査を実施することとした。

○（座長）この資料は、地下水の検討会のほうでもすでに諮られているわけであるが、そこからの変更点のチェックだけをしていただけるか。変更した箇所があったら言っていただきたい。

○（県）地下水の審議の後にこちらのほうで変更させていただいているのが、この資料で申し上げますと、4ページの下※4のところになる。ここで、B5については、地下水検討会の中で、この資料で申し上げますと、地下水の浄化の確認で、処分地全域での地下水における環境基準の達成の後に、「とは関係なく」という言葉を入れさせていただいている。元は、確認の後もという表現だったのであるが、「とは関係なく」という言葉を入れさせていただいているのと、その後、排水基準以下となるまでというところの後

ろに、必要なモニタリングということで、「必要な」という言葉が挿入されている。

○（座長）あとはよろしいか。あとガラモ場、アマモのところ。

○（県）ちょうど5ページのほうになるけれども、ここについても5ページの一番下、※6の2行目の確認後、実施するとなっていたのを、「地下水の確認の前後に実施する」ということで、前後が分かるようにという門谷先生のご意見を反映させた形に修正させていただいている。

○（座長）少し私のほうから申し上げておくと、今のような変更を事前に書類を見させていただいて、私のほうから申し上げたことであるが、全体的に少し分かりにくいのが、環境計測というのは何のためにやる計測なのかというのが、だんだんうやむやになってきてしまって、地下水の汚染の状況がどう改善されているかということ調べるのも、この環境計測の中に入れて、例えば、4ページ目の表の枠の中で、一番下に観測井6地点というのが出てくるが、これが途中から追加になったというふうに聞いている。そういう点があるために、なかなか書きぶりが難しくなっている。

基本的に環境計測というものは、後ほど少しフォローアップ委員会のほうで出てくるが、考えているような処分地内で何か作業や、何か施設が動いているようなこと、そういう場合には、それからの排出等で周辺環境が影響を受けないか、それをチェックするために環境計測を行うということになるわけで、そうした視点の環境計測でない観測井6地点なんていうのが紛れ込んでしまったために、いろいろ問題が起きた。

それから、併せて、そのために測定していた箇所、そこが汚染されていた場合に、その汚染が改善されたから計測はやめるという論法は環境計測の場合には成立しないのか。それは、処分地の中で何か作業が行われていれば、その影響が地下水などを通して出ている可能性もあるよということで、今のところ地下水の濃度が非常に低くても、それで汚染が改善されたからやめるという話、それは、汚染の程度を見るための計測はやめるにしても、環境計測としての計測は引き続いて実施しなければいけないということになるわけで、そのへんの書きぶりがどうもごちゃごちゃになって、混同していたところがある。今でも混同しているように思う。

そういうことで、実は午後の会議のほうでは、少しそのへんをはっきりさせるような環境計測の定義をさせていただいて、再度ここを見直していただくことが必要になってくるだろうと思っているところである。

少し先走った言い方で申し訳ないが、今見ていただくけど、その分もあるいは修正になるかもしれないということで、ご理解いただきたいと思っている。

いかがか。よろしいか。とりあえず、ここではこの形で了承していただいて、また、この問題はフォローアップ委員会のほうの審議対象であるので、そこでまたご審議い

ただくということになるかと思う。

それでは、最後が報告書である。事務局のほうから少し説明していただければ。

## 7. 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅰ期工事等に関する報告書【資料Ⅱ／7】

～豊島の間保管・梱包施設及び特殊前処理施設

並びに直島の間処理施設及び専用棧橋の撤去等～（案）（審議）

- （県）資料7については、豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅰ期工事等に関する報告書及びその概要版である。第5回、第6回、第8回の検討会で審議いただき、ご指摘を踏まえて修正したので、今回の検討会でご審議をお願いするものである。

資料の中で、別紙と右肩に記載している資料が添付されているかと思う。これについては、これまでにいただいた委員並びに関係者のご意見をまとめたものであるもので、それに沿い主な修正点について、ご説明する。

まず、概要版の表の1段目のところだが、豊島住民の方から、3の作業者の健康・安全対策の項目について、確認のために作業環境測定や健康診断を実施していると、作業員への配慮を追加して記入すべきではないかとの意見を踏まえ、追記した。

また、2段目のところでも、同じく豊島住民の方から、豊島の間保管・梱包施設の除去・除染の項目、直島の間処理施設の除去・除染、解体撤去工事でも、事前評価で保護具の着用を指示したはずであるとのご意見があり、撤去等の作業を実施する前に、国の要綱に基づいて管理区域等を選定するとともに、作業環境測定を実施し、適宜、管理区域等の見直しを行っていることを追記した。

次に、下の本編の表であるが、「はじめに」のところ、高月委員からの本報告書の位置付けに関するご指摘を踏まえ、「本報告書は、豊島事業関連施設の撤去工事について報告するものであり、豊島廃棄物等処理事業の全体に関しては別途作成予定の報告書を参考にさせていただきたい。」と追記している。

2ページをお開きいただきたい。真ん中ほどにある、左のところに47ページと記載しているところにあるとおり、鈴木委員のほうから、回収した薬剤等の処理委託について、「適正な」と書くのではなく、「引用した基準に従って」等に変更するようご指摘があり、そこについては、「廃掃法第12条に定める委託基準に従い」というふうに修正をしている。

また、その下に同じく鈴木委員のほうから、「LL底」「KY活動」など略語の説明を記載するようご指摘があり、そのご指摘を踏まえ、表現を改めたり、追記したりするなどの修正を行った。

また、一番下の欄の別紙9のところであるけれども、高月委員から、有害廃棄物について処理処分方法が必ずしも明記されていないとのご指摘を踏まえ、誤解を招かないよう注釈をつけるなどの修正を行った。

次の3ページ、表の2段目のところである。松島委員からは、いろいろな調査データが取れているので、そのデジタルデータを将来のために残してほしいとのご意見があり、将来活用することができるよう、デジタルデータを整理して保存する。

また、次の表である。前回の第8回撤去検討会で、永田座長から、スラグステーション3箇所の撤去と、廃棄物専用輸送船「太陽」、コンテナトラックについて追記するようご指示があり、こちらを追記した。

また、管理区域の設定について書き方が分かりづらいとのご指摘があり、資料を追加するなどの対応をしている。

主な意見とその対応について以上のとおりであるが、さらに委員の方々からのご意見をいただきたいと考えているので、ご審議のほどよろしく願います。

- (座長) この資料自体が3月19日付で皆さんのほうにお送りさせていただき、若干、それ以外の検討資料よりも日にちを取らせていただいたわけであるが、前回は11月3日に開催して、その後、いろいろ先ほどのようなご意見をいただいた。ほとんどの部分のご意見いただいたものに沿った改訂、修正を行っているが、追加で私がもう一度読み直してみて、皆さんからいただいたご意見の趣旨にほかの箇所も沿うように修正していったほうがいいたろうということで、見直しを大幅に行った。その影響で少し時間が取られてしまい、19日という日付になったことを申し訳なく思っている。お詫びしておく。

原則は、この概要版のほうを見れば、何をやったのか、どういう配慮をしたのかというのが分かるようなものにしていきたいと思っており、そうした修正を加えさせていただいた。

まだ、不十分な箇所がもしかしたらあるかなと思っているが、そうした点を見ていただくのに、あと、どうか、1週間ぐらいの日にちを取らせていただいて、もし何かお気付きの点があったら、1週間以内で事務局のほうに電話なりメールなりでお申し出ただけで、また修正をさせていただき、そうしたことを考えていきたい。これは関係者の皆さんにもお願いしておく。見直すといっても大変かもしれない。ちらちら見ていただければお気付きの点があったら、ご連絡いただければと思っている。

という状況ではあるが、今回、事前にお送りしているので、お気付きの点があれば、ご意見も頂戴しておきたいと思う。よろしく願います。

それでは、いかがか。先ほど少し松島先生のほうのご指摘で、いろいろ修正が入っているので、資料として残しておく。その際に、できるだけその資料を引き出しやすいような格好にしておくということも必要なかなと思っている。ここに載っているものだけではない資料の管理というのは、事務局のほうはどうされているか。

- (県) ここに載っていないものというのと、文書管理規定があるので、最長30年という

ことはあるけれども、その文書管理規定に基づいて対応して保存等行っている。

- （座長）そのリストというのは作ってあるか。例えば、委託した会社のほうから上がってきた報告書本体というのが存在しているわけか。
- （県）おっしゃるとおりである。
- （座長）そういうものがリストアップされた、この撤去工事にあたってそうしたことをやった会社の分は、これだけのものがある、というものは、整理されているか。
- （県）全体では、私もここに載っていないものがどういうものがあるかというのは、少し。
- （座長）載っていないというよりも、ここではその要約版が載っていたり、重要な、記載しなければいけないことだけが載っていて、正式な報告書なんていうのは、体裁をそれぞれ整えた形で県には上がってきているのではないかと思っていて。そういうものを、こんなものがあるよというリストみたいなものは作れるか。
- （県）現状ではそういうリストはない。
- （座長）そうか。それは作っておいたほうがいいような気がする。これと一緒に、報告書にどうそれを入れ込む、あるいは入れ込まないというようなことは、また少し別の話かなと思うが。

ただ、あとで調べてみたいという人が現れたときに、やっぱり現物に当たるのが一番だと思っている。そういう意味では、きちんとした報告書があれば、それをめくっていただくというのがいいのかなと思っているので、そうした資料がどんなものがあって、どういうふうに整理されているか、どこにあるのか、というようなことが分かるような状態のものをどこかに残しておいたほうがいいのかというふうに思っているので。そういう整理の仕方はできるか。
- （県）検討させていただく。
- （座長）それとあと、その中に、写真をいっぱい撮ったり何かしたのがあるのではないかなと思うのである。基本的なものはこちらの本報告書のほうには載せていただいているのであるが、映像とか写真とか、そういうもので、まだまだ残しておいたほうがいいというものがあれば、併せて対応していただくといいかなと。特に映像。映像で残って

いるようなものはあるか。

- （県）動画というのは、あまり承知していない。写真は、もちろん委託後の実績報告ということで上がってくるので、そちらは公文書の保存規定に基づいて保存しているのだが。動画というのは、今の時点ではどういうものがあるか承知していない。
- （座長）少しそれも調べておいてみてくれないか。作業の実施状況は、動画のほうが分かりやすいものもあると思っており、こうしたことで汚染しているような施設の撤去なんていうのは、これからのときにも現れてくるかなと思っており、そのときに参考になるような動画があれば、それを保存しておいたほうがいいなど。報告書の中には入れられるわけではないが、こういうところに動画があるよということを書いていくのは1つかなというふうに思っているの。  
あとはいかがか。よろしいか。そうしたら1週間以内にご意見をまたいただければと思うので、よろしく願います。  
では、今までのところですべての審議事項は終わりであるが、何かまとめてご意見があればお願いしたいと思う。いかがか。よろしいか。
- （座長）それでは、最後に傍聴人の方からご意見を頂戴する。豊島住民代表者の方、どうぞ。

## V 傍聴人の意見

### <豊島住民会議>

- （豊島住民会議）2点ある。1つは、資料2の撤去等に関する基本計画の3ページをお開きいただきたい。9の情報の収集・整理及び公開で、2行目に「適切な時期に委員または技術アドバイザーによる確認を得るものとする」と書いてあるのだが、このときに必ず住民会議のほうに立ち会いをするように連絡をいただきたいということが1つ。  
なぜこんなことをと言うのかというのは、第15回の地下水・雨水の検討会のときに、平田委員が現場を視察されたのを住民に知らされていなくて、立ち会っていないということがあった。それについては、地下水・雨水のほうでも意見を述べたが、できれば関係者の立ち会いのもとで確認をするみたいな形で書いていただけるとありがたい。
- （座長）分かった。少しまず片付けるが、ここには今の話は書かないで、まとめて何か現地視察だとかいろんなときに地元への連絡をどうするんだという規定がないのか、あるのか、少し私自身、はっきり把握していないのであるが、そこで明示するような形にしよう。そのほうがいろいろなものに適用できるだろう。ここだけに書いても意味が

ない話かなと思っているので。いいか、それで。

○（豊島住民会議）はい。分かった。

2点目は、資料5の豊島廃棄物処理関連施設の撤去工事の具体的な方法のところ、永田先生のほうから、遮水機能の解除の方法については、ワーキンググループで先行的に検討して、撤去等の検討会上げてもらいたい話になっていたのであるが、ワーキンググループの検討会、あるいは検討内容等について、住民会議のほうにはどうふうに公開されるのか、教えていただきたい。

○（座長）基本的には、この撤去の検討会と同じような形で進めていただくのが筋かなと思っている。事務局、何かあるか。

○（県）今、永田先生がおっしゃったのは、例えば原則的に公開であるということで、今、撤去の検討会は進めているけれども、そういう趣旨という理解でよろしいか。

○（座長）そうである。

○（県）そうである。まだ、ワーキングの進め方については、松島先生、平田先生にもお伺いしていないけれども、今の永田先生のご意見、住民のご意見も含めて、どのように開催していくかということは検討していきたいと思う。

○（座長）基本的にはそういう方向でいくということで、理解していただければと思う。よろしいか。

○（豊島住民会議）はい。私からは以上である。

## VI 閉会

○（座長）本日の撤去の検討会は、すべて終了ということになる。事務局のほうにお返しする。

○（県）それでは、以上をもって、豊島事業関連施設の撤去等検討会を終了する。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

委員

委員